

# 株式評価や財産評価をしてみませんか？

## 基本解説

取引相場のない株式（上場していない会社の株式）は、会社の資産等を時価評価して、株式の価値を算出しなくてはなりません。

こんな時、株式評価や財産評価が必要になります。

### ◇ 現社長が後継者に株式を譲渡（売却）や、贈与（進呈）を考えている。

1. 上場していない会社の株式を譲渡や贈与する時の基準となる価額は、額面ではなく評価額です。この評価額より低い価格で買取った方は、その差額分は利益とみなされ贈与税の対象となります。
2. 贈与税は1年ごとに申告をしますが、その都度110万円の基礎控除が受けられます。これを踏まえ、株式評価して基準となる価額を求め、それを基に計画を立てます。

### ◇ 会社関係者（特に社長）の個人資産を事業用として利用している。

1. 会社利用資産を所有している関係者に相続が発生し所有者が変わると、会社はその資産を利用できなくなる可能性があります。その時点で業務に支障が出る事を避けるための代替案を常に用意しておかなければなりません。
2. 会社利用資産の所有者である社長が、事業承継者である被相続人（例えば息子）を限定して利用資産を相続する場合や、相続時の争い事を避ける為に会社が資産を買い取るにしても、財産の全体を明らかにして再評価することは、準備の第一歩となります。

### ◇ 不要な資産を整理したいと考えている。

1. 会社が所有している土地建物等を処分した時の、会社の収支に与える影響をシミュレートします。
2. 土地建物に設定されている抵当権や借地・借家権を明らかにして、スムーズに処分ができるよう、それらを解消するための道筋を考えます。